

岐阜市食肉地方卸売市場電気需給仕様書

1 概要

- (1) 件 名 岐阜市食肉地方卸売市場で使用する高圧電気
- (2) 供給場所 岐阜市境川 5 丁目 148 番地
- (3) 供給建物 岐阜市食肉地方卸売市場
- (4) 業種及び用途 官公庁（と畜場および卸売市場）

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 電気方式 交流 3 相 3 線式 予備線なし
 - イ 標準電圧 6, 000V
 - ウ 標準周波数 60Hz
 - エ 非常用自家発電設備 なし
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等
 - ア 契約電力 530kW
 - イ 予定使用電力量等 別紙のとおり
- (3) 供給期間
令和 6 年 2 月の検針日から令和 7 年 2 月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計
 - ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）
 - イ 検針方法 通信線設備を通じての自動検針
 - ウ 検針日 1 日 午前 0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点
岐阜市食肉地方卸売市場の構内引込第 1 柱上開閉器
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 融雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし

3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法
 - ア 1 月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間）毎に算定する。
 - イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185％－力率）
（※基本料金が定額の場合、力率による割引等を設定しない場合を除く）
 - ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量
 - エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量
 - オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）
 - カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。
 - キ 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ク 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ケ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - コ 料金その他の計算における合計金額については、1 円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市食肉地方卸売市場へ送付すること。(WEBによる対応は不可)

ウ 支払いは、納付書による入金のほか指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

岐阜電力株式会社

(4) 現在の契約電力

600kW

(5) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(6) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(7) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

4 担当

(1) 経済部食肉地方卸売市場

(2) 名前 林 洋平

(3) 電話 (058)272-1599

予定使用電力量等

供給年月	使用電力量 [kWh]			
	夜 間	昼 間	重負荷	合計
令和 6 年 2 月	48,400	64,000		112,400
令和 6 年 3 月	53,700	78,000		131,700
令和 6 年 4 月	57,600	75,900		133,500
令和 6 年 5 月	68,000	72,300		140,300
令和 6 年 6 月	58,900	92,000		150,900
令和 6 年 7 月	69,800	42,500	55,100	167,400
令和 6 年 8 月	73,400	44,700	57,900	176,000
令和 6 年 9 月	67,100	40,900	53,000	161,000
令和 6 年 10 月	60,500	81,200		141,700
令和 6 年 11 月	58,300	78,300		136,600
令和 6 年 12 月	52,700	70,800		123,500
令和 7 年 1 月	51,900	69,600		121,500
合計	720,300	810,200	166,000	1,696,500

※ 予定契約電力は、530kW とする。

※ 予定平均力率は、100%とする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は7月1日から9月30日までの期間、その他季は夏季以外の期間とする。

※ 時間帯区分：重負荷時間とは夏季の10時から17時までの時間をいう。昼間時間とは8時から22時までの時間をいう。ただし重負荷時間を除く。夜間時間とは重負荷時間および昼間時間以外の時間をいう。休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日）は、終日夜間時間の料金を適用する。